

WishTree 訪問看護ステーション板橋運営規定

（事業の目的）

第1条 Wish Tree 株式会社が開設する Wish-Tree 訪問看護ステーション板橋事業所（以下「事業所」と言う）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」と言う）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「理学療法士等」と言う）が要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は身体障害者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の看護師又は理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう専門的な指導を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、主治医及び居宅介護支援事業所との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に指定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 Wish-Tree 訪問看護ステーション板橋
- 2 所在地 東京都板橋区大山東町 38-8 石塚ビル 1 階

（職員の職種、員数、職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- 1 管理者 看護師 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供にあたるものとする。
また主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行う。
- 2 看護師 常勤換算 2.5 人以上を配置する。
看護師は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、適切な訪問看護の提供にあたる。
- 3 理学療法士 実情に応じた人数を配置する。
理学療法士は、訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、在宅に於けるリハビリテーションの提供にあたる。
- 4 作業療法士 実情に応じた人数を配置する。
作業療法士は、訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、在宅に於けるリハビリテーションの提供にあたる。
- 5 言語聴覚士 実情に応じた人数を配置する。
言語聴覚士は、訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう在宅に於けるリハビリテーションの提供にあたる。
- 6 事務員 実情に応じた人員を配置する。
事務員は、訪問看護の提供に必要な事務を行う。

7 DX 推進リーダー 実情に応じた人員を配置する。

介護 DX 推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効率的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上をけん引する職員をいう。法人は介護 DX 推進人材の役割を果たす職員を DX 推進リーダーに任命し、DX による生産性向上に継続的に取り組み体制の構築に当たらせる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。（訪問看護の提供時間は、午前9時から午後8時とする。）

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の内容は次の通りとし、訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合の額とする。

- 1 看護師訪問による療養看護支援
- 2 理学療法士等訪問によるリハビリテーション
- 2 次に該当する場合には、事業所は利用者より所定の額を徴収する。
 - 1 介護保険利用者で、利用日の前日（営業時間内）までに中止の連絡がなかった場合には、当該自己負担額を請求する。
 - 2 医療保険による利用者及び介護保険による利用者でかつ第14条の通常の事業実施地域を越えて行う訪問看護に要する交通費は、予め利用者又はその家族へ説明を行い、支払いの同意（文章による署名押印）を得て、規定の額を徴収する。
 - 3 エンゼルケアにかかる費用は別途、予め利用者家族へ説明を行い、支払いの同意を得て、その実費を徴収する。

（衛生管理等）

第7条 事業所は、看護師等の清潔の保及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる者とする。
 - 1 事業における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第8条 看護師又は理学療法士等は、訪問看護実施中に利用者の病態に急変やその他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（利用者からの苦情に対して講ずる措置）

第9条 看護師又は理学療法士等は、利用者からの苦情に対して、速やかに電話・口頭等で直ちに苦情相談窓口へ連絡し、苦情相談窓口担当者は、その内容を所定の用紙に記入し、速やかに管理者へ報告する。管理者は、内容に応じて必要な措置を講じ、その調査結果・改善策・補償方法等を文書にまとめ、そ

の後の防止策に努める。

管理者は、苦情相談に対する結果報告書を事業主に提出する。

（賠償責任）

第10条 事業所は、訪問看護実施中に発生した事故等に対して負う責任について、社団法人全国訪問看護事業協会が管理する訪問看護事業者の賠償責任保険に加入し、必要に応じて対応する。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、それを保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1 虐待防止為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員の周知徹底を図る。

2 虐待防止のための指針の整備

3 虐待を防止するための定期的な研修の実施

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護代簿う訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第14条 通常の事業の実施地域は、板橋区全域、北区（浮間、赤羽北、桐ヶ丘、赤羽台、赤羽西、十条仲原、上十条、中十条、十条台、王子本町、西ヶ原の全域）、豊島区（池袋本町、上池袋、東池袋、南池袋、西池袋、西巣鴨、高松、千川、要町、千早、長崎、南長崎の全域）、練馬区（光が丘、田柄、北町、平和台、錦の全域、旭町2・3丁目、早宮1・2丁目）の地域とする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、看護師又は理学療法士等の訪問看護の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動が、業務上必要かつ相当は範囲を超えたもの

により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、Wish Tree 株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から改定施行する。